

外部団体から依頼された事項の取り扱いについて

(平成23年10月29日理事会承認、平成23年11月5日総会承認)

外部の団体から「サロンみらい」に「ポスターを貼らしてほしい」「パンフレット類を置かしてほしい」とかの情報提供を手伝ってほしいといった要望やイベントの後援、共催、参加者集めの支援依頼がある。

このような要望に対する取り扱いの基準を下記のように取り決める。

【ポスター、パンフレット等の取り扱い基準】

1. 扱って良いもの

- ①南中円卓会議各部会や事務局主催のイベントやその他の各種案内
- ②大阪狭山市からの依頼物
- ③各自治会からの依頼物
- ④支援センター等市の外郭団体から依頼物
- ⑤社会福祉協議会等公共性の高い団体からの依頼物
- ⑥その他円卓会議広報部会長が公共性が高く掲示しても差し支えないと認めた物

2. 扱ってはいけないもの

- ①利益追求する企業や団体等からの依頼物（例、〇〇教室への勧誘、製品説明会の案内）
- ②反社会的勢力と認められる団体からの依頼物（例、勧誘ビラ）
- ③政治団体からの依頼物（例、選挙用ポスター、集会の案内等）
- ④宗教団体からの依頼物（例、勧誘ビラ、集会の案内等）
- ⑤公序良俗に反すると判断できる依頼物

* 上記のポスターやパンフレットの南中円卓会議の取り扱いの窓口は、広報部会長とする。
広報部会長は次に開かれる理事会で処理内容を報告する。

【後援、共催、支援について】

1. この種の依頼等については、即答を避け、関係部会に諮り、部会の討議結果を理事会に諮り承認を得て活動を開始することを原則とする。但し、理事会に諮る時間的余裕のない時は、次に開かれる理事会で報告し、承認を得るものとする。

* この種の依頼等の受付窓口は南中円卓会議の事務局長とする。

以上